

農業生産拡大に向けたスマート農業推進事業費補助金交付要綱

制 定 令和3年3月26日付第202100000938号

最終改正 令和8年6月17日付第202600069515号

鳥取県農林水産部長通知

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、農業生産拡大に向けたスマート農業推進事業費補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則で定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 国要綱 スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策のうちスマート農業・農業支援サービス事業加速化総合対策事業費補助金交付等要綱（令和7年1月15日付6農産第3462号農林水産事務次官依命通知）
- (2) 対象事業 別表1の第1欄及び別表2の第1欄に掲げる事業
- (3) 間接補助事業 別表1の第1欄に掲げる事業
- (4) 間接補助事業者 間接補助事業を行う別表1の第2欄に掲げる者
- (5) 間接補助対象経費 間接補助事業に要する別表1の第3欄に掲げる経費
- (6) 補助対象経費 別表2の第1欄に掲げる事業に要する同表の第3欄に掲げる経費
- (7) 仕入控除税額 間接補助対象経費又は補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額

(交付目的)

第3条 本補助金は、農業における省力・軽労化や労働力確保・技術継承に向けて、スマート農業の導入を推進するとともに、農作業受託を行う「農業支援サービス事業体」を育成し、人手不足等の課題解決を図ることを目的として交付する。

(補助金の交付)

第4条 県は、前条の目的の達成に資するため、国要綱及びこの要綱に基づき実施される対象事業について、次に掲げる者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

- (1) 間接補助事業者に対し、間接補助対象経費の額（仕入控除税額を除く。）に別表1の第4欄に定める率を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）以上の間接補助金を交付する市町村
 - (2) 対象事業のうち別表2の第1欄に掲げる事業を行う同表の第2欄に掲げる者
- 2 本補助金の額は、次の各号に掲げる対象事業の区分に応じ、当該各号に定める額以下とする。
- (1) 間接補助事業 間接補助対象経費の額（仕入控除税額を除く。）に別表1の第6欄に定める率を乗じた額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とし、同表の第7欄に掲げる額を上限とする。）
 - (2) 別表2の第1欄に掲げる事業 補助対象経費額（仕入控除税額を除く。）に同表の第4欄に定める率を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とし、同表の第5欄に掲げる額を上限とする。）
- 3 なお、鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、対象事業の実施に当たっては、県内事業者（同条例第2条第1項の「事業者」の定義に従い、県内に本店、支店、営業所、事務所その他名称の如何を問わず、事業を行うために必要な施設を有して事業活動を行う者をいう。以下同じ。）への発注に努めなければならない。ただし、国要綱に基づき実施される事業（以下「国事業」という。）についてはこの限りではない。
- 4 補助対象経費又は間接補助対象経費が、工事請負費及び委託費の場合は、県内事業者が施工及び実施したものに限り補助対象とする。ただし、やむを得ない事情で県内事業者への発注が困難と県が認めた場合については、この限りでない。

(交付申請の時期等)

第5条 本補助金の交付申請は、知事が定める日までに行わなければならない。

- 2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第1号によるものとする。
- 3 本補助金の交付を受けようとする者は、当該者又は間接補助事業者が免税事業者、簡易課税事業者、特定収入割合が5パーセントを超えている公益法人等（消費税法別表第3に掲げる法人及び同法第2条第1項第7号に規定する人格のない社団等をいう。）若しくは地方公共団体であるとき、又は仕入控除税額が明らかでないときは、前条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費又は間接補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

(交付決定の時期等)

第6条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から30日以内（ただし、財源に国事業の補助金を充当する場合は、交付申請を受けた日から起算して、知事がその財源に充当する国の補助金の交付を申請してから当該交付の決定を受けるまでの日数に、30日を加えた日数が経過する日までの間）に行うものとする。

- 2 本補助金の交付決定通知は、県単独事業にあつては様式第2号の1によるものとし、国事業にあつては様式第2号の2によるものとする。
- 3 知事は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第4条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、当該変更後の額。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

(交付決定前着手)

第7条 国事業は、原則として県から本補助金の交付決定通知を受けて行うものとするが、緊急かつやむを得ない事情がある場合は、事業の内容が明確となり、かつ、補助金の交付が確実となったときに限り、交付決定前であっても着手することができるものとする。この場合においては、その理由を具体的に明記した交付決定前着手届（様式第3号）をあらかじめ知事に提出するものとする。

(間接交付の条件)

第8条 第4条第1項第1号に規定する市町村の長（以下単に「市町村長」という。）は、同号に規定する間接補助金（以下単に「間接補助金」という。）の交付に当たり、当該間接交付を受ける間接補助事業者に対し、次の表の左欄に掲げる規則の規定（これらの規定中同表の中欄に掲げる字句を同表の右欄に掲げる字句に、それぞれ読み替えたものとする。）に準じた内容の条件を付さなければならない。

第12条（第4項を除く。）	補助事業者等	間接補助事業者等
第13条、第14条、第16条第2項後段、第17条、第25条及び第26条	交付決定	間接交付の決定
	補助事業等	間接補助事業
	知事	補助事業者
	様式第2号による	補助事業者が定める
	対象事業	間接補助事業
	様式第3号による	補助事業者が定める
	補助金等及び間接県費補助金等	間接補助金

(計画変更、中止又は廃止の承認)

第9条 本補助金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ規則様式第2号を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助対象経費の区分ごとの配分された額を変更しようとするとき。ただし、次条に規定する承認を要しない変更を除き、補助金額の増額を伴う変更を含む。
- (2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、次条に規定する承認を要しない変更を除く。
- 2 補助事業者は、前項各号に定める場合のほか、補助金額の減額を伴う変更をしようとするときは、同項の規定に準じて知事の承認を受けることができる。
- 3 第6条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。この場合において、同項中「財源に充当

する国の補助金の交付を申請してから当該交付の決定」とあるのは、「変更等について農林水産大臣又は中国四国農政局長の承認を申請してから当該承認」と読み替えるものとする。

(承認を要しない変更等)

第10条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

- (1) 別表1の第8欄に定める変更
- (2) 別表2の第6欄に定める変更
- (3) 間接補助金の減額

(間接的な変更等の承認)

第11条 市町村長は、第8条の規定により付した規則第12条の規定に準じた内容の条件に基づき、間接補助事業について変更等の承認をしようとする時は、あらかじめ規則様式第2号による申請書を知事に提出して、その承認を受けなければならない。

- 2 第6条第1項の規定は、前項の規定による知事の承認について準用する。
- 3 市町村長は、第1項に規定する条件に基づき、規則第12条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の別に定める変更等を定めるに当たっては、次に掲げる変更等を定めてはならない。
 - (1) 間接補助事業に係る別表1の第8欄に定める変更
 - (2) 間接補助事業の中止及び廃止

(指示等の報告)

第12条 市町村長は、第8条の規定により付した規則第13条又は第16条第2項後段の規定に準じた内容の条件に基づき、間接補助事業者に対して指示をし、又は間接補助事業者から報告を受けた時は、直ちにその旨を知事に報告しなければならない。

(実績報告の時期等)

第13条 規則第17条第1項の規定による報告(以下「実績報告」という。)は、次に掲げる日までに行わなければならない。

- (1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあっては、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日(間接補助事業にあっては間接補助事業の完了又は間接交付の中止若しくは廃止の日)から30日を経過する日。ただし、国要綱に基づき事業を実施した場合は、間接補助事業の完了又は間接交付の中止若しくは廃止の日から30日を経過する日と交付決定を受けた年度(以下「交付決定年度」という。)の翌年度の4月1日のいずれか早い日とする。
- (2) 規則第17条第1項第3号の場合にあっては、知事が別に定める日と補助事業又は間接補助事業の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月20日のいずれか早い日
- 2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第1号によるものとする。
- 3 補助事業者は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額(以下「実績報告控除税額」という。)が交付決定額に係る仕入控除税額(以下「交付決定控除税額」という。)を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。
- 4 補助事業者が仕入控除税額を含む額で交付決定を受けた一般課税事業者であって、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合においては、確定次第速やかに様式第4号により速やかに知事に報告を行うこととする。なお、その額が実績報告控除税額(交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額)を超えるときは、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

(間接補助金の支払)

第14条 市町村長は、本補助金の支払を受けたときは、その支払を受けた額に応じた額の間接補助金を、遅滞なく間接補助事業者に支払わなくてはならない。

(進ちょく状況の報告)

第15条 国事業を活用する補助事業者は、交付決定年度の12月31日現在において、事業遂行状況報告書(様式第5号)を作成し、当該年度の1月20日までに知事に提出しなければならない。ただし、概算払請求書を提出した場合は、これをもって事業遂行状況報告書に代えることができるものとする。

- 2 前項の規定による報告のほか、知事は、事業の円滑な執行を図るため必要があると認めるときは、

補助事業者に対して当該補助事業の遂行状況について報告を求めるものとする。

(概算払の時期等を求める書類)

第16条 規則第20条第1項の申出書は、様式第6号によるものとする。

(財産の処分制限)

第17条 規則第25条第2項ただし書の期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。）に定める耐用年数に相当する期間（同令に定めのない財産については、知事が別に定める期間）とする。

2 規則第25条第2項第4号の財産は、次のいずれかに該当するものとする。

(1) 取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具

(2) その他交付目的を達成するため処分を制限する必要があるものとして知事が別に定めるもの

3 第6条第1項の規定は、規則第25条第2項の承認について準用する。この場合において、第6条第1項中「財源に充当する国の補助金の交付を申請してから当該交付の決定」とあるのは、「処分について中国四国農政局長の承認を申請してから当該承認」と読み替えるものとする。

(間接的な財産処分の承認)

第18条 市町村長は、第8条の規定により付した規則第25条第2項の規定に準じた内容の条件に基づき、財産の処分の承認をしようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

2 第6条第1項の規定は、前項の規定による知事の承認について準用する。

3 市町村長は、第1項に規定する条件に基づき、規則第25条第2項ただし書の期間を定めるに当たっては、前条第1項に定める期間より短い期間を定めてはならない。

4 市町村長は、第1項に規定する条件に基づき、規則第25条第2項4号の財産を定めるに当たっては、前条第2項各号に掲げる財産を定めなければならない。ただし、当該財産以外の財産を定めることを妨げない。

(収益納付)

第19条 補助事業者は、対象事業により取得し又は効用の増加した財産を処分したことにより収入があったときは、当該収入があったことを知った日から10日以内に、知事にその旨を報告しなければならない。

2 前項の場合において、知事がその収入の全部又は一部に相当する額を県に納付するよう指示したときは、補助事業者は、これに従わなくてはならない。

(提出先)

第20条 規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類は、実装支援及び追加支援並びにドローン講習支援にあつては所管の地方事務所（東部農林事務所、東部農林事務所八頭事務所、中部総合事務所、西部総合事務所、西部総合事務所日野振興センターをいう。）の長に、地域版スマート農業実証支援にあつては所管の地方事務所を経由して農林水産部農業振興局経営支援課長（以下「経営支援課長」という。）に、農業支援サービス事業体育成支援にあつては経営支援課長に提出しなければならない。

(契約等)

第21条 補助事業者は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。

2 国事業を活用する補助事業者は、前項の契約をしようとする場合は、当該契約に係る入札又は見積り合せ（以下「入札等」という。）に参加しようとする者に対し、契約に係る指名停止等に関する申立書（様式第7号）の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、入札等に参加させてはならない。

(額の再確定)

第22条 国事業を活用する補助事業者は、規則第18条第1項の規定による額の確定通知を受けた後において、補助事業に関し、違約金、返還金、保険料その他の補助金に代わる収入があったこと等により補助事業に要した経費を減額すべき事情がある場合には、知事に対し当該経費を減額して作成し

た実績報告書を速やかに提出するものとする。

- 2 規則第17条第1項及び第2項の規定並びに第13条第2項の規定は、前項の実績報告書の提出について準用する。

(残存物件の処理)

第23条 国事業を活用する補助事業者は、補助事業が完了し、又は中止し、若しくは廃止した場合において、当該事業の実施のために取得した機械器具、仮設物、材料等の物件が残存するときは、その品目、数量及び取得価格を知事に報告しその指示を受けなければならない。

(補助金の経理)

第24条 国事業を活用する補助事業者は、補助事業が完了した際は、財産管理台帳（様式第8号）を知事に提出するものとする。また、取得財産等について当該取得財産等の処分制限期間中、規則第26条に定める書類等に加え、財産管理台帳及びその他関係書類を整備保管しなければならない。

- 2 前項の規定に基づき作成し、整備し、及び保管すべき帳簿、証拠書類、証拠物、台帳及び調書のうち、電磁的記録による作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

(担保に供する承認)

第25条 国事業を活用する補助事業者は、補助事業により取得し又は効用の増加した財産のうち1件当たりの取得価格50万円以上のものについて、大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間（ただし、大蔵省令に期間の定めがない財産については期間の定めなく。）においては、知事の承認を受けないで、本補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

(雑則)

第26条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年3月26日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年3月24日から施行し、令和4年度に係る事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年3月22日から施行し、令和5年度に係る事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年6月5日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年3月22日から施行し、令和6年度に係る事業から適用する。

附 則

この改正は、令和7年3月25日から施行し、令和7年度に係る事業から適用する。

附 則

この改正は、令和8年3月27日から施行し、令和8年度に係る事業から適用する。

附 則

この改正は、令和8年6月17日から施行し、令和8年度に係る事業から適用する。

別表 1 (第 2 条、第 4 条、第10条、第11条関係)

1 対象事業	2 事業実施主体 (間接補助事業者)	3 間接補助対象経費	4 間接 補助率	5 補助 事業者	6 補助率	7 補助上限額	8 重要な変更
(1) 実装支援 (一般型 、共同利 用促進型)	認定農業者、集落営農 組織、任意組織、市町 村公社	(1) ICT(情報通信技術)やロボット技術を活用した農業分野(特用林産物を含む。)、畜産分野(養豚、養鶏)及び耕畜連携に関する機械及び設備を導入する初期費用(通信費を除く。)。ただし、技術の導入・活用による経営の改善・向上・持続が可能で、産地や農地、集落コミュニティの維持につながる取組に限る。 (2) 機械及び設備の整備及びリース導入等に要する経費。(付帯工事(電気工事、引込柱等)含む。)ただし、ハードウェア、ソフトウェア、ネットワーク等の要素を組み合わせ、作業及び農業経営の数値化・可視化を通じて事業者の意思決定を支援・効率化するものに限る。主な機械及び設備は次のとおりとする。 ア トラクター(自動運転・自動操舵) イ 田植機・直播機(自動運転・直進アシスト・可変施肥) ウ コンバイン(自動運転、食味・収量センサー) エ 後付け型自動操舵装置 オ ドローン(防除用、施肥用、センシング用) カ リモコン式草刈機 キ IoT等情報通信技術を活用したセンシング・モニタリングシステム及び給排水、施肥、温度管理システム(データ・情報の共有が可能であること。) ク 生産管理システム(アからキまでを合理的に使用するため必要な場合に限る。) (3) リース導入の場合にあっては、次の算式で算出した額のいずれか低い額とする。 ア 「リース物件購入価格(税抜き)」×(「リース期間」÷「法定耐用年数」) イ 「リース物件購入価格(税抜き)」－「残存価格」 (4) 上限額 [個別利用の場合]	1 / 2	市町村	1 / 3	[個別利用の場合] 個人の農業者 3,000千円 任意組織、農業を営む法人、市町村公社 7,000千円 [共同利用の場合] 個人の農業者 6,000千円 任意組織、農業を営む法人、市町村公社 14,000千円	(1) 本補助金の 増額

		<u>個人の農業者</u> <u>9,000千円</u> <u>任意組織、農業を営む法人、市町村公社</u> <u>21,000千円</u> <u>[共同利用の場合]</u> <u>個人の農業者</u> <u>18,000千円</u> <u>任意組織、農業を営む法人、市町村公社</u> <u>42,000千円</u>					
(2) 追加支援	農業生産拡大に向けたスマート農業推進事業実施要領第4に掲げるものに該当して事業を実施する者のうち、鳥取県農地利用効率化等支援事業費補助金交付要綱（令和4年6月7日付第202200054193号鳥取県農林水産部長通知。以下「国事業支援要綱」という。）別表の第1欄に掲げる対象事業1又は3の事業を行う者	(1) 国事業支援要綱の別表の第1欄に掲げる対象事業1又は3の同表第3欄に掲げる経費に2分の1を乗じた額のうち、国事業支援要綱の国費見込み額を減じた額を経費とする。	10/10		2/3		

別表2（第2条、第4条、第10条関係）

1 対象事業	2 事業実施主体 (補助事業者)	3 補助対象経費	4 県補助率	5 補助上限額	6 重要な変更
(1) ドローン講習 支援	認定農業者、集落営農組織（構成員及び従業員を含む。）	農業に用いるドローンの操作講習に係る経費 （1実施主体当たり2名まで。ただし、共同利用の場合において、複数の実施主体が事業を活用する場合は、1機体につき4名を上限とする。）	1/2	1名当たり 150千円	本補助金の増額
(2) 地域版スマート農業実証支援	J A、任意組織等	スマート農業機械等を活用した生産モデル実証の取組に係る経費 実証展示ほの設置・運営、新技術の実証等に係る経費 （生産資材費、新技術導入等に係る経費）	1/2		

(3) 農業支援サービス事業体 育成支援	農業支援サービス事業体	(1) 機械導入 国要綱に基づき導入されるスマート農業機械等の導入経費	1/2	15,000千円	(1) 本補助金の増額 (2) 補助事業者の変更 (3) 事業の新設、中止又は廃止 (4) 事業費の3割を超える増 (5) 本補助金又は事業費の3割を超える減
		(2) 体制整備 サービス事業体が事業拡大のために必要な取組及び機械導入に伴い必要となる技術向上等の取組に係る経費 (農業機械・施設及びほ場等の借上費、広告・宣伝費、研修受講費、業務委託費等)		2,000千円	本補助金の増額

様式第1号（第5条関係、第13条関係）

年度農業生産拡大に向けたスマート農業推進事業計画書（報告書）

1 事業実施主体名

2 事業実施方針

3 事業の内容

種 目・項 目	数 量	単 価	金 額	備 考
		円	円	
合 計			円	

（注）1 種目・項目欄には、上段に本事業により導入を予定している機械・施設等の名称を記載し、下段に仕様を括弧書きで記載すること。

2 事業を行うに当たって、自己資金の全部又は一部について、国又は県が行っている制度融資から融資を受けるために補助対象物件を担保に供することとしている場合、備考欄に「融資該当有」と記載の上、別紙に融資の内容を記載して添付すること。

4 事業費の内訳

事業種目	事業費	内 訳				備 考
		国 費	県 費	市町村費	その他	
	円	円	円	円	円	
合 計						

5 収支予算

（1）収入の部

区 分	本年度予算額 (本年度決算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比 較 増 減		備 考
			増	減	
県補助金 市 町 村 そ の 他	円	円	円	円	
合 計					

（2）支出の部

区 分	本年度予算額 (本年度決算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比 較 増 減		備 考
			増	減	
	円	円	円	円	
合 計					

6 事業完了（予定） 年 月 日

7 県内事業者への発注（工事請負費、委託費に限る。）が困難である場合の理由
（県内事業者への発注が困難であることがあらかじめ分かっている場合に理由を記載）

8 他の補助金の活用

（1）活用の有無（有・無）

※他の補助金の活用の有無について、「有」、「無」のいずれかに○をすること。

（2）活用補助金の概要

※活用がある場合は、補助金名やその事業内容、当該補助金に係る問合せ先（補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先）を記載すること。

（3）その他

※補助事業の内容が建設工事で補助対象となる建物に対し、過去に補助金を活用して整備した実績がある場合は、当時の整備内容を記載すること。

※また、今後、当該建物（設備、備品を含む）に他の補助金を活用する別の整備計画の予定がある場合はその内容を記載すること。

9 消費税の取扱い（一般課税事業者・簡易課税事業者・免税事業者・特定収入割合が5%を超えている公益法人等・仕入控除税額が明らかでない一般課税事業者）

10 融資担保の有無（有・無）

※事業を行うに当たって、自己資金の全部又は一部を、融資を受けるために補助対象物件を担保に供することとしている場合、別紙に融資の内容を記載して添付すること。

11 添付資料等

（1）「組織の規約」、定款及び支援事業の実施が承認された「総会議事録」の写し（農業を営む法人、任意組織の場合）

（2）事業費の詳細が分かる資料（見積書等又は領収書、売買契約書の写し等）

（3）機械等の詳細なカタログ並びに施設等の部材の積算資料、図面等、計画を実施するために必要な性能及び規模・内容であることが十分に比較・判断される資料

（4）受講機関の受講コースの内容や講習料金がわかる資料及び講習を修了したことが証明できる資料

（5）特定のメーカーの機種を選定する場合は、「機種選定理由」を作成すること。選定理由には、他のメーカーとの機能比較により、この機能が自らの農業経営になぜ必要なのかを記入する。なお、機能比較は、客観的に判断できる資料を添付すること。

（6）施設を建設する場合は建設予定地の地目・地番の分かる資料、農地・建築等に関する関連法令等（農地法、農振法等）の手続が分かる資料

（7）リース計画書（実績報告書）

別紙

種 目・項 目	(間接) 補助金の交付を受けて整備する物件を担保に供し、金融機関から融資を受ける場合の融資の内容				
	金融機関名	融資名 (制度・その他)	融資を受けようとする金額	償還年数	そ の 他
			円	年	
			円	年	
			円	年	
			円	年	
				年	

※記入欄は、必要に応じて追加すること。

番 号
年 月 日

様

職氏名

年度農業生産拡大に向けたスマート農業推進事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付けの申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった農業生産拡大に向けたスマート農業推進事業費補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 対象事業

本補助金の対象事業の内容は申請書に記載のとおりとする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、対象事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

- | | | |
|---------------|---|---|
| (1) 算 定 基 準 額 | 金 | 円 |
| (2) 交 付 決 定 額 | 金 | 円 |

3 経費の配分

本補助金の対象経費の配分及びその配分された経費に対応する交付決定額は、申請書に記載されたとおりとする。ただし、対象事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。

4 交付額の確定

本補助金の額の確定は、対象経費の実績額について、農業生産拡大に向けたスマート農業推進事業費補助金交付要綱（令和3年3月26日付第202100000938号鳥取県農林水産部長通知。以下「要綱」という。）第4条第2項及び第6条第3項の規定を適用して算定した額と、2の(2)の交付決定額（変更された場合は、当該変更後の額）のいずれか低い額により行う。

5 補助規程の遵守

本補助金の収受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。

番 号
年 月 日

様

職氏名

年度農業生産拡大に向けたスマート農業推進事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付けの申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった農業生産拡大に向けたスマート農業推進事業費補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 対象事業

本補助金の対象事業の内容は申請書に記載のとおりとする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、対象事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

- | | | |
|---------------|---|---|
| (1) 算 定 基 準 額 | 金 | 円 |
| (2) 交 付 決 定 額 | 金 | 円 |

3 経費の配分

本補助金の対象経費の配分及びその配分された経費に対応する交付決定額は、申請書に記載されたとおりとする。ただし、対象事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。

4 交付額の確定

本補助金の額の確定は、対象経費の実績額について、農業生産拡大に向けたスマート農業推進事業費補助金交付要綱（令和3年3月26日付第202100000938号鳥取県農林水産部長通知。以下「要綱」という。）第4条第2項及び第6条第3項の規定を適用して算定した額と、前記2の(2)の交付決定額（変更された場合は、当該変更後の額）のいずれか低い額により行う。

5 補助規程の遵守

本補助金は、間接国費補助金に該当するものであり、その収受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定のほかに、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号）に従わなければならない。

年 月 日

鳥取県知事 様

住 所
事業実施主体 氏 名
(団体にあっては、名称及び代表者の氏名)

年度農業生産拡大に向けたスマート農業推進事業のうち
農業支援サービス事業体育成支援の交付決定前着手届

年度スマート農業・農業支援サービス事業加速化総合対策事業のうち農業支援サービスの育成加速化支援（農業支援サービスの立上げ・事業拡大・流通販売体系転換支援）実施計画に基づく別添事業について、下記条件を了承の上、交付決定前に着手したいので、届け出ます。

記

- 1 交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担すること。
- 2 交付決定を受けた補助金額が交付申請又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 当該事業については、着手から補助金交付決定を受ける期間内においては、計画変更は行わないこと。

様式第3号 別添（第7条関係）

事業名	
事業実施主体	
事業内容	
事業費	
着手予定年月日	
完了予定年月日	
理由	

年 月 日

様

住 所
事業実施主体 氏 名
(団体にあっては、名称及び代表者の氏名)

年度農業生産拡大に向けたスマート農業推進事業仕入控除税額確定報告書

年 月 日付第 号により交付決定の通知のあった農業生産拡大に向けたスマート農業推進事業費補助金について、農業生産拡大に向けたスマート農業推進事業費補助金交付要綱第 13 条第 4 項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 交付された補助金等の額の確定額（ 年 月 日付第 号による額の確定通知額）
金 円
- 2 消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額
金 円
- 3 補助金の額の確定までに減額した仕入控除税額
金 円
- 4 補助金返還額（2 から 3 の額を差し引いた額）
金 円
- 5 添付資料
 - (1) 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の積算方法や積算内訳等を記載した書類
 - (2) 課税期間分の消費税及び地方消費税の確定申告書（写し）
 - (3) 課税売上割合・控除対象仕入れ税額等の計算表（写し）

様式第4号 別紙（第13条関係）

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の計算方法や積算の内訳等を記載した書類

- 1 事業実施主体名
- 2 事象実施主体住所
- 3 代表者職氏名
- 4 補助事業名
- 5 補助金額
- 6 当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額
- 7 6の計算方法や積算の内訳

（1）補助対象経費（補助金の使途）の内訳

区 分		課税仕入れ	課税売上 対応分	非課税売 上対応分	共通対応 分	非課税仕入 れ	合計
経 費 の 内 訳	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇
	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇
	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇

（2）課税売上割合 〇〇％

（3）補助金に係る仕入控除税額の計算方法

様式第 5 号（第15条関係）

年度農業生産拡大に向けたスマート農業推進事業費補助金
（農業支援サービス事業体育成支援）事業遂行状況報告書

年 月 日

鳥取県知事 様

住 所
事業実施主体 氏 名
（団体にあっては、名称及び代表者の氏名）

年 月 日付第 号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、 年度
農業生産拡大に向けたスマート農業推進事業費補助金交付要綱第 1 5 条の規定に基づき、その遂
行状況を下記のとおり報告します。

記

区 分	総 事 業 費	事 業 の 遂 行 状 況				備 考
		年 月 日 までに完了したもの		年 月 日 以降に実施するもの		
		事業費	出来高比率	事業費	事業完了 予定年月日	
	円	円	%	円		

（注） 1 「事業費」の欄には、事業の出来高を金額に換算した額を記載すること。

2 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複
する部分については省略できることとし、省略するに当たっては、提出済の資料の名称
その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。

様式第 6 号（第16条関係）

年度農業生産拡大に向けたスマート農業推進事業費補助金
（農業支援サービス事業体育成支援）概算払請求書

年 月 日

鳥取県知事 様

住 所
事業実施主体 氏 名
(団体にあっては、名称及び代表者の氏名)

年 月 日付第 号で補助金の交付決定通知のあった事業について、年度農業生産拡大に向けたスマート農業推進事業費補助金交付要綱第 1 6 条の規定に基づき、概算払の請求をしたいので、下記のとおり金 円を概算払によって交付されたく請求します。
また、併せて、年 月 日現在における遂行状況を下記のとおり報告します。

記

区 分	補助事業 に要する 経費	県補助金 (A)	既受領額 (B)		遂行状況 月 日 現在の 出来高	今回請求額 (C)		残高 (A) - ((B)+(C))		事業完了 予 定 年月日	備考
			金額	出来高		金額	月 日 現在の 出来高	金額	月 日 までの 出来高		
	円	円	円	%	%	円	%	円	%		

- (注) 1 下線部は、交付要綱第 1 5 条第 1 項ただし書による場合のみ記載することとし、記載しない場合は表中の遂行状況報告欄は空欄とすること。
- 2 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するに当たっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。

契約に係る指名停止等に関する申立書

年 月 日

〔補助事業者〕 様

所 在 地

商号又は名称

代 表 者 氏 名

当社は、貴社発注の〇〇契約の競争参加又は申込みに当たって、当該契約の履行地域において、現在、農林水産省の機関又は鳥取県から〇〇契約に係る指名停止の措置等を受けていないことを申し立てます。

また、この申し立てが虚偽であることにより当方が不利益を被ることになっても、異議は一切申し立てません。

（注） 1 〇〇には、「工事請負」又は「物品・役務」のいずれかを記載すること。

2 この申立書において、農林水産省の機関とは、本省内局及び外局、施設等機関、地方支分部局並びに農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センターをいう。

ただし、北海道にあつては国土交通省北海道開発局、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局を含む。

3 「指名停止の措置等」の「等」は、公正取引委員会から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 2 2 年法律第 5 4 号）に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令を受けた場合であつて、その命令の同一事案において他者が農林水産省の機関又は鳥取県から履行地域における指名停止の措置を受けた場合の当該公正取引委員会からの命令をいう。

なお、当該命令を受けた日から、他者が受けた指名停止の期間を考慮した妥当な期間を経過した場合は、この限りではない。

様式第 8 号（第24条関係）

財 産 管 理 台 帳

補助事業者名

地区名		地区		事業実施年度		令和 年度		農業生産拡大に向けたスマート農業推進事業費補助金								
事業 区分	事 業 の 内 容					工 期		経 費 の 配 分				処分制限期間		処分の状況		摘要
	事業種目	事業主体	工種構造 施設区分	施工箇所 又は 設置場所	事業量	着 工 年月日	竣 工 年月日	総事業費	負 担 区 分			耐用 年数	処分制限 年 月 日	承 認 年月日	処分の 内 容	
									都道府 県費	市町村費	その他					
								円	円	円	円					
	計															
	計															
	合 計															

- (注) 1 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。
2 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等別に記入すること。
3 摘要欄には、譲渡先、交換先、貸付先及び抵当権等の設定権者の名称又は補助金返還額を記入すること。
4 この書式により難しい場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもって財産管理台帳に代えることができる。